

「農政改革の検討方向」について

平成 2 1 年 5 月

農林水産省

農政改革の必要性とその目的(「農政改革の検討方向」1～3p)

<現状認識>

・ **農業は、持続可能性喪失の危機**に直面

・ **経済力があれば輸入可能な時代の終わり**

・ **農山漁村の兼業機会の減少**

<改革の目的—3つの再生>

→ **産業としての持続力の再生**

(経営意欲を持った担い手の参入、生産性向上、有効な土地利用、農業による所得確保 等)

→ **安定的な食料供給力の再生**

(食料供給力の向上、生産の持続性の維持 等)

→ **農村の活力の再生**

(所得機会・就業機会の確保、環境保全、地域コミュニティの維持 等)



① 農政改革の成果は**国民全体で共有**

② 開かれた**国民的議論**を喚起

③ **生産者・消費者双方に理解される農政**を実現

検討項目と検討方向①

1 食品の安全性の向上(3~4p)

- (1) 農場から食卓にわたり食品の安全性の向上を図るため、リスク管理の強化、その手法としての合理的規制を正当化する**食品安全科学の確立**
- (2) 消費者へ**新たな食品情報を提供する仕組み**の検討
 - ① 通販やネット販売への対応
 - ② 食品事業者による品質管理や情報提供の評価システム

2 担い手の育成・確保(4~6p)

- (1) 持続性確保のための最大課題。**経営感覚を持った経営体の育成と絶えず新たな人材が確保される環境づくり**を中軸に検討
- (2) 担い手の「**参入を促す仕組み**」、「**育てる仕組み**」、「**支える仕組み**」にわけて支援の総合化を検討
- (3) 「平成の農地改革」の現場での実効を期す政策的有効打の検討

3 農地問題(6p)

- (1) 「平成の農地改革」法案の早期成立
- (2) 農地の資産保有的傾向が強い中で、実効ある対策を検討

4 農業生産・流通施策(6~8p)

- (1) 生産・流通施策について**需要を起点**としたものかどうか点検
- (2) 穀物生産を行う**土地利用型農業は農政の問題の縮図**。関連施策を、国民的議論経て見直す必要
- (3) その中で、生産調整のあり方を考えていく必要

検討項目と検討方向③

5 農業所得の増大(8p)

- (1) 体質強化等を通じた**農業所得(農業純生産)の増大を実現**する方向で検討
- (2) 加工・業務用需要対応、輸出拡大、高付加価値化・直接販売等による販売単価の向上、生産・流通コスト低減など**個別に取り組んできた課題を総合化**し、戦略的に対応

6 食料自給力問題(9p)

- (1) 食料自給率が真に国民的政策目標足りうるか、**よりよい目標を含めて検証**
- (2) 注目されていない重大問題としての**肥料確保対策**(特にカリウム、リン)

検討項目と検討方向④

7 農山漁村対策(9~10p)

- (1) 兼業機会が減少する中、現場で効果が実感される対策に再構築
- (2) 過疎化、高齢化の中で、**地域のマネジメント体制のあり方**の検討
- (3) **農山漁村が持つ機能の維持発揮方策、農地面積の狭小な地域**における取扱いの検討

8 連携軸強化(10p)

- (1) 多様な主体が**農業・農村の価値を認識共有**し、連携して農業・農村を発展
- (2) **経済的な連携**のほか、**教育面など社会的な連携**などを検討

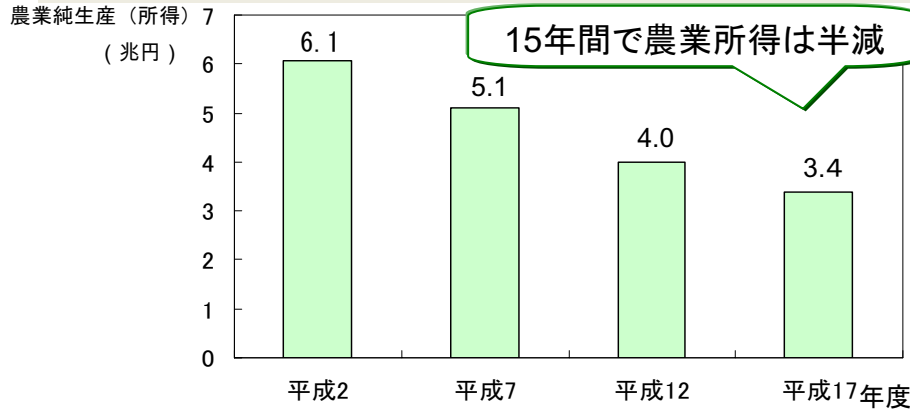
9 新しい分野への挑戦(10~11p)

- ① **耕作放棄地解消プロジェクト**
- ② **緑と水の産業技術革命**
(バイオマス新産業創出プロジェクト、アグリ・ヘルス産業開拓プロジェクト、未利用エネルギー活用プロジェクト)
- ③ **農山漁村IT活用総合化プロジェクト**
- ④ **食品産業グリーンプロジェクト**

農業・農村をめぐる情勢（1）

我が国の農業、農村は、農業所得の減少や高齢化に直面しており、現在、産業としての持続可能性喪失の危機に直面している。

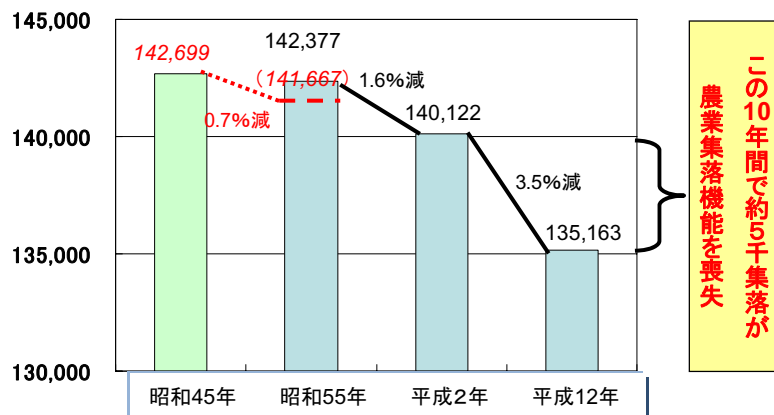
農業所得の推移



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注：農業純生産とは、「農業総生産－固定資本減耗（減価償却引当額＋災害額）－間接税＋経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

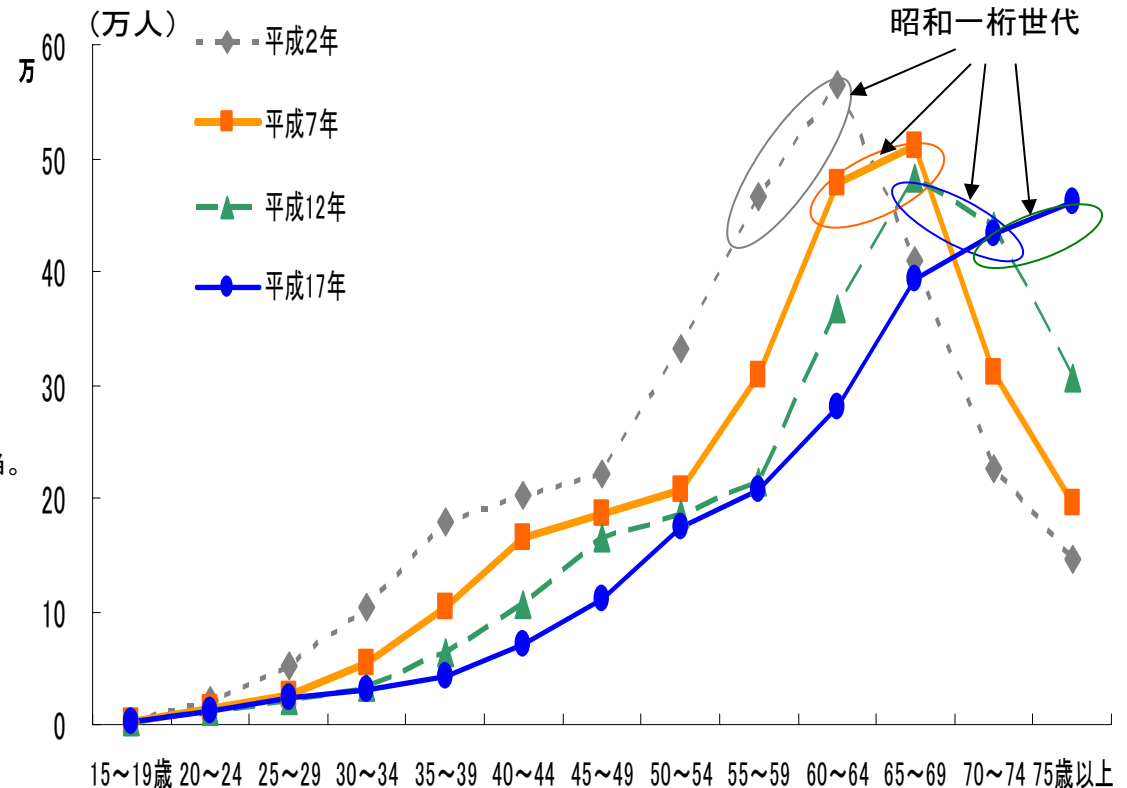
農業集落数の推移



注：1970年、1980年の斜体は沖縄を除く

資料：農林水産省「世界農林業センサスにおける農業集落調査を基に作成」

基幹的農業従事者の年齢構成



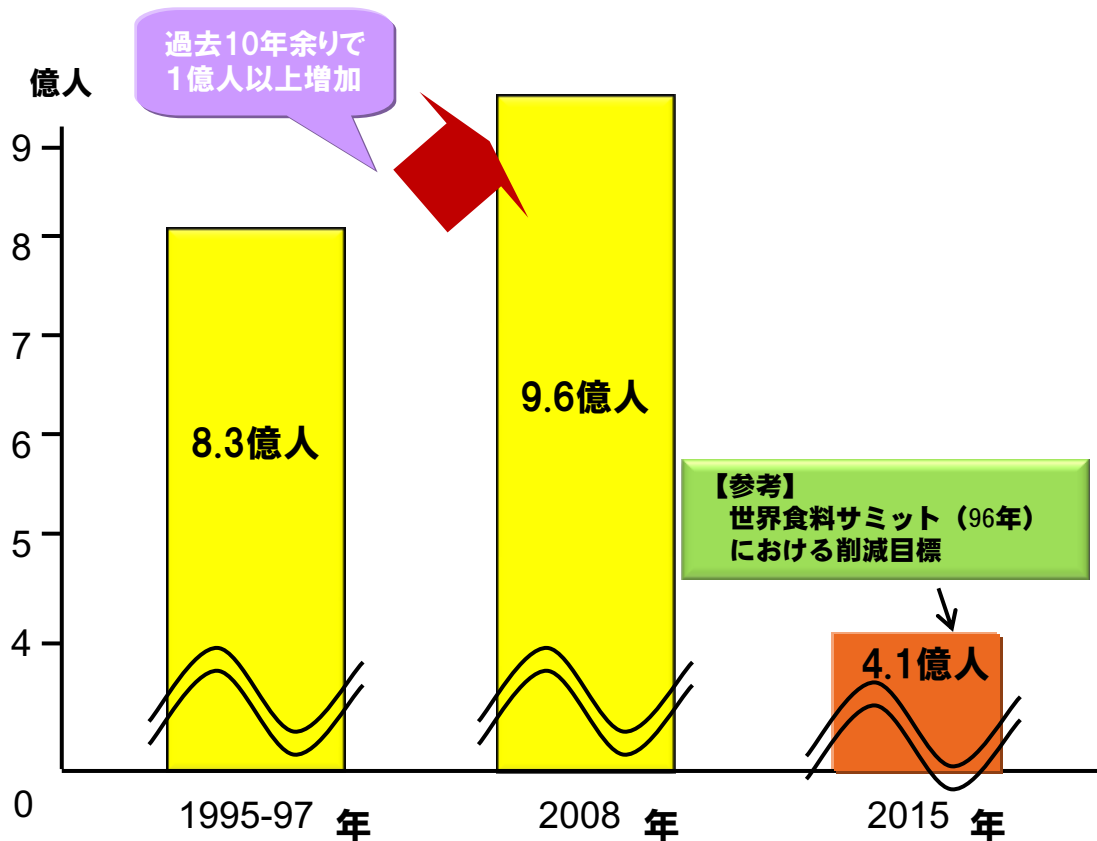
資料：農林水産省「農林業センサス」

注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

農業・農村をめぐる情勢(2)

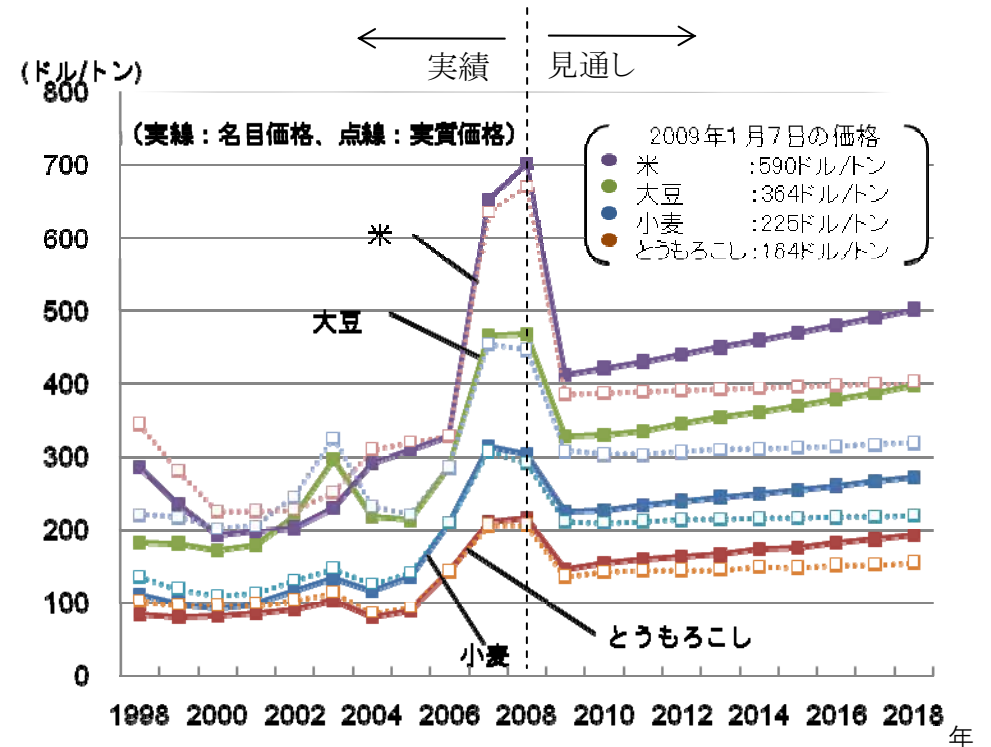
世界の食料需給については、中国、インドなどの新興国の人口増加と食生活の改善等により、今後もひっ迫基調で推移すると予測され、もはや「経済力さえあれば自由に食料が輸入できる」時代ではなくなっている。

世界の栄養不足人口の推移



資料：FAO「The State of Food Insecurity in the World」、FAO及びWFPホームページより農林水産省作成

穀物及び大豆の国際価格の見通し

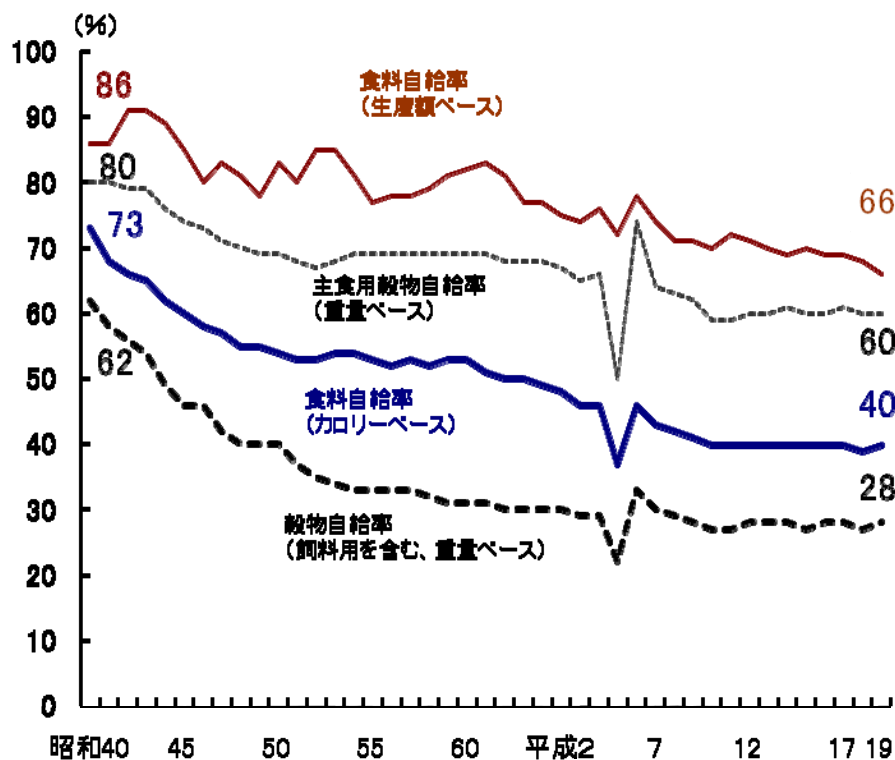


資料：農林水産政策研究所「2018年における世界の食料需給見通し—世界食料需給モデルによる予測結果—」

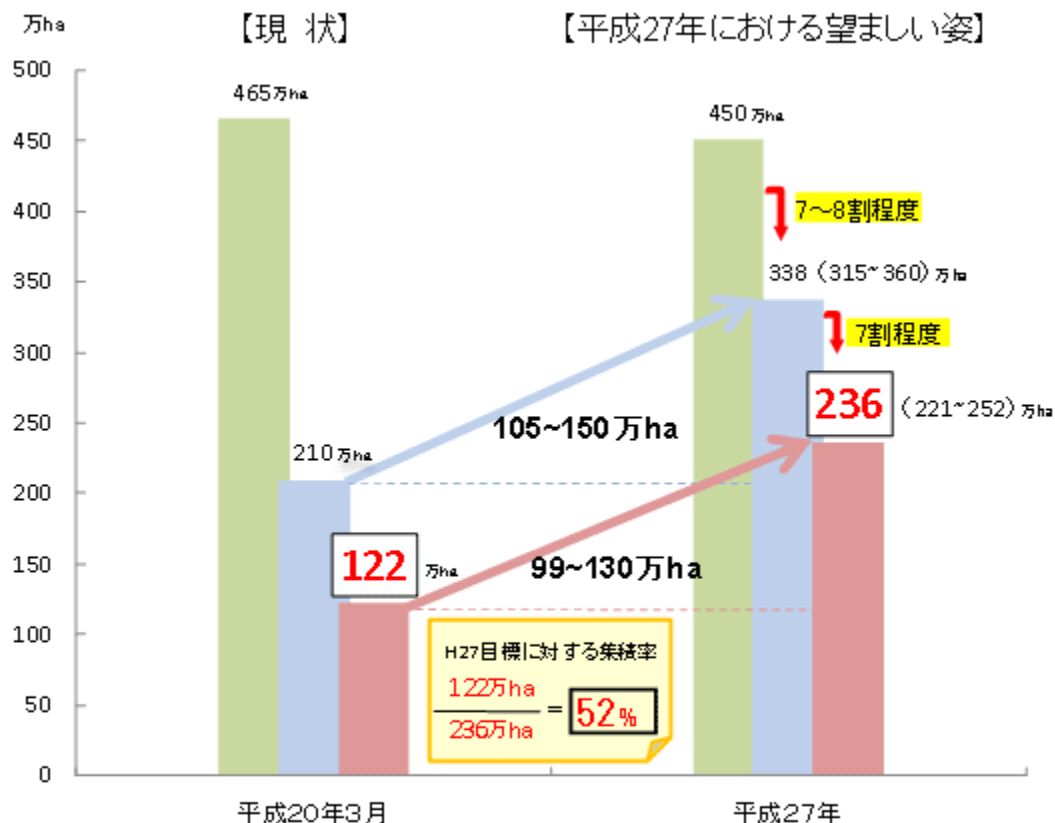
農業・農村をめぐる情勢（3）

我が国の食料自給率は、近年は横ばいで推移しているものの、長期的には低下傾向が続いている。
担い手への農地の集積面積のうち、面的にまとまった形で集積している面積は、平成27年の目標に対し5割程度である。

我が国の食料自給率の推移



面的集積の現状と目標



■ 全農地面積 ■ 担い手が経営する農地面積 ■ うち面的集積面積

注：全農地面積は「耕地及び作付面積統計」による。

農業・農村をめぐる情勢（４）

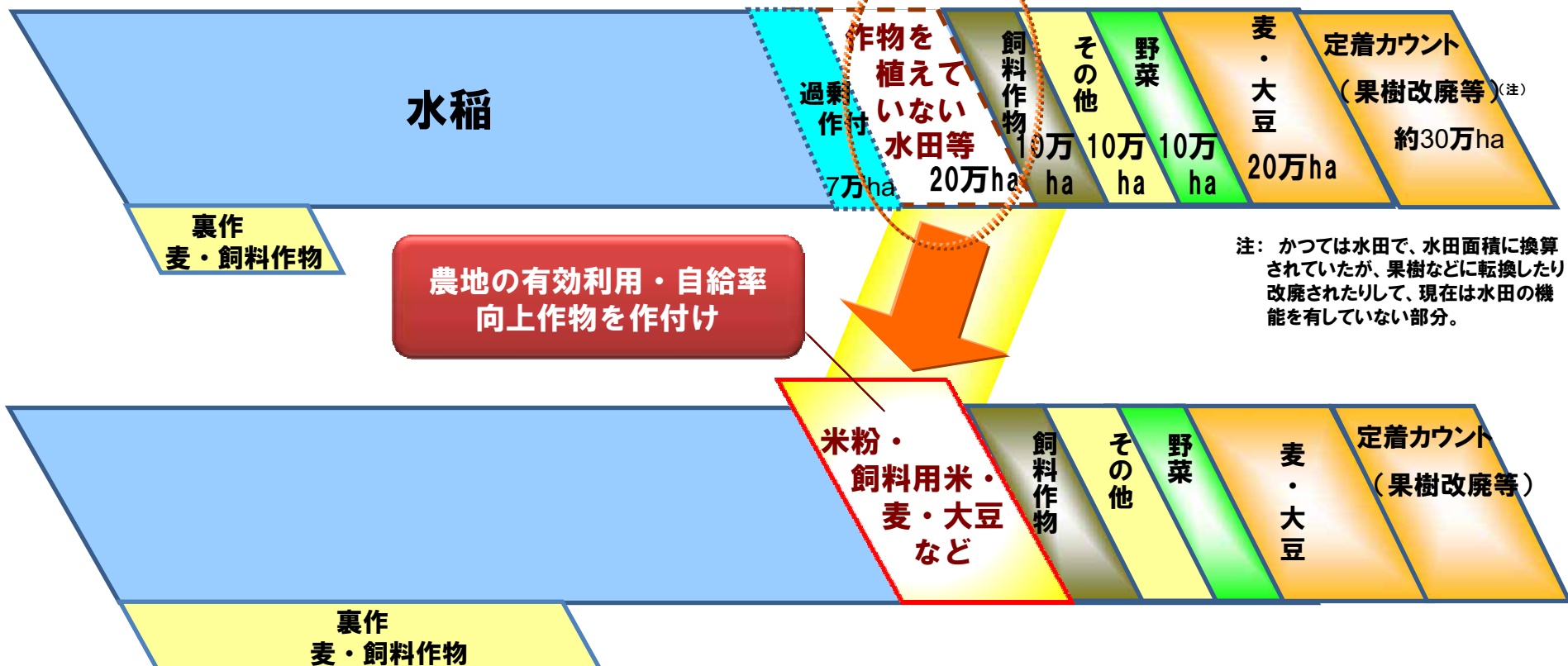
年々増え続ける生産調整を達成するため、作物を何も植えない水田等も20万haにのぼっている。
これを解消し、食料供給力の強化や自給率の向上を図るため、米粉用や飼料用の米生産、麦・大豆の国内生産の拡大などにより水田フル活用を強力に推進している。

水稲作付面積の状況

潜在水稲作付面積 約270万ha

水田の約6割

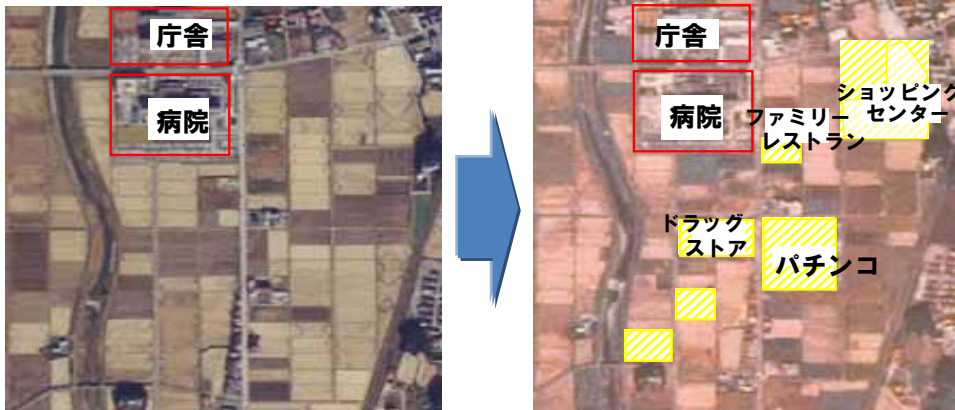
転作（水田の約4割）



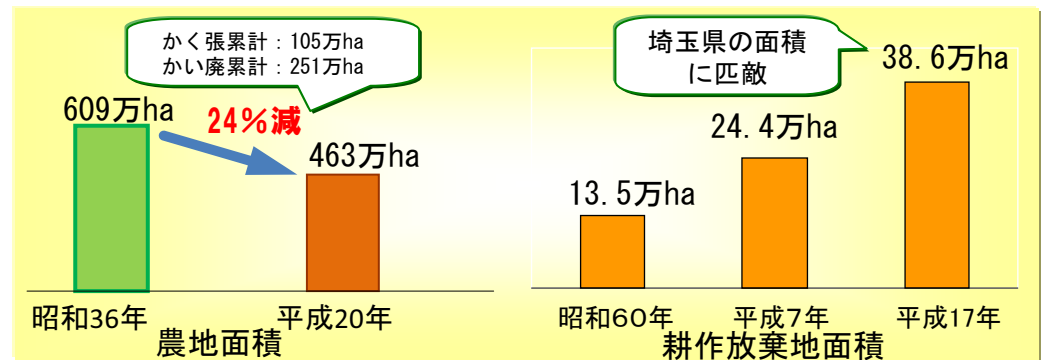
農業・農村をめぐる情勢（5）

国土が狭小な我が国において転用期待が発生し、農地の農業上の利用・確保の面で支障が生じてきた。このため、農地制度の改革により転用圧力を低減させ、優良農地の確保を図ることとしている。

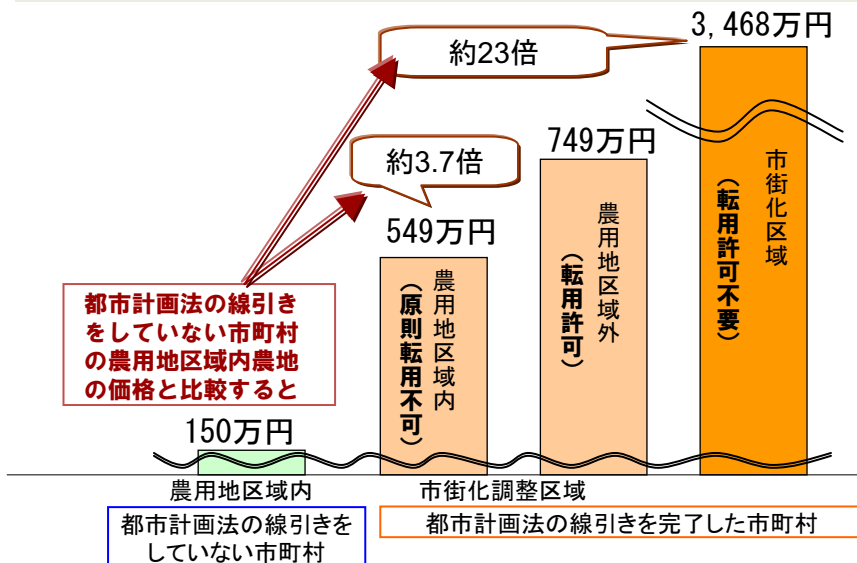
公共転用により生じた農地のスプロールの転用



農地面積・耕作放棄地面積の推移



農地価格の比較



「平成の農地改革」の概要①

～ 自給力の基盤たる優良農地の確保 ～

農地転用規制の厳格化

- 違反転用への罰則を強化
- 農用地区域内農地の確保
- 農用地区域からの除外の厳格化

耕作放棄地対策の強化

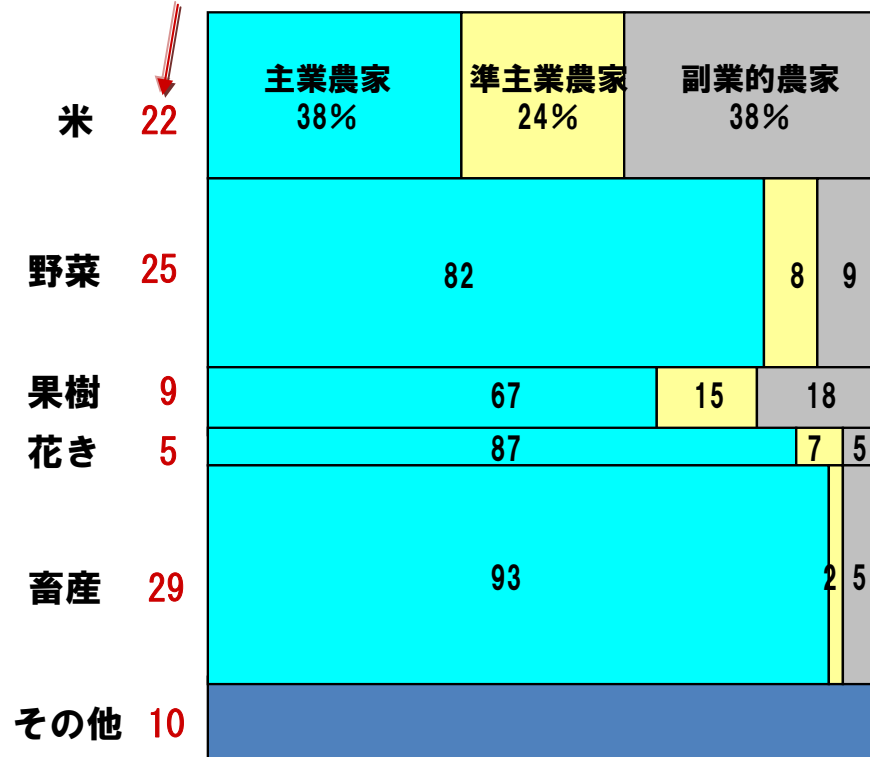
農地に対する転用期待を極力排除し、国民に対する食料の安定供給を確保

農業・農村をめぐる情勢（6）

野菜や畜産などと異なり、稲作等は依然として規模の小さい経営が多く、産出額に占める主業農家の割合も4割弱と他の作目に比べてかなり低い。このため、農地制度の改革により、稲作をはじめとする土地利用型農業において意欲ある者にまとまった農地の集積を図ることとしている。

品目別にみた販売農家の農業総生産額に占める類型別シェア（平成18年）

農業総産出額に占める構成比（%）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「2005年農林業センサス」、「経営形態別経営統計（個別経営）」
 注：農業総産出額は販売農家以外の経営体（組織経営体、自給的農家等）も含めた産出額の計であるが、このシェア図には加味していない。
 主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家。
 準主業農家：農外所得が主（農家所得の50%以上が農外所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家。
 副業的農家：1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家。

「平成の農地改革」の概要②

～ 「所有」から「利用」への転換 ～

農地を面的に集積

- 公的機関が農地を一括引き受け、担い手に再配分
- 担い手に貸し付けられた農地には、相続税納税猶予を適用

意欲ある若者・経営体の参入を促進

- 農地貸借の規制を緩和
- 貸出農地情報等を全国からアクセス可能に

農地の権利を有する者の責務の明確化

- 農地の適正かつ効率的な利用の責務について、法律上明確に位置付け

意欲のある者に農地が集まることにより、国内の食料生産の増大を通じた国民に対する食料の安定供給を確保